

意見書案第4号

令和4年3月28日提出

令和4年3月28日可決

提出者 市議会議員 中 里 武
同 阿 部 忠 幸
同 笠 原 久
同 角 田 修 一

地方創生と感染症対策に資するデジタル化の推進を求める意見書

少子高齢化や人口減少の進展により、あらゆる現場で人手不足や後継者不足が叫ばれる中で、新しい地域社会の構築は地方自治体にとって喫緊の課題となっている。また今後は、新型コロナウイルス感染症などの感染症の蔓延を防ぐ上で、人と人との直接的な接触を低減させることが必要となり、働き方や教育、医療や福祉といった、日常生活の現場の変容が求められている。

そして、今、政府の「デジタル田園都市国家構想」への取組をはじめ、社会のデジタル化への流れが加速する中で「誰一人取り残さないデジタル社会」の実現を目指して、地域の課題解決に資するデジタル化を適切かつ迅速に推進し、全ての住民がその恩恵を享受できる社会を構築する時代が到来している。

よって、国においては、以下の事項に対する取組を強く要請する。

記

- 1 全ての子どもたちが安心して学びが継続できるように、感染拡大防止や不登校児童生徒への柔軟な対応のため、リモート授業を可能にする通信環境の整備、デジタル教材や通信料の無償化など、各家庭の状況に配慮した対応ができるよう必要な措置を講じること。
- 2 医療への適時適切なアクセスのために、地域住民がオンライン診療を身近に受けられるように、現在、オンライン診療を適切に実施する前提となっている「かかりつけの医師」については、その役割を周知する広報活動の充実など、全ての住民が「かかりつけの医師」を持つための取組を強化すること。
- 3 新しい分散型社会の構築のため、テレワークの拡大や、サテライトオフィスの整備、さらに移住者への住宅取得支援や通信料金の軽減などに取り組むこと。
- 4 持続可能な地域の医療と介護のために、介護及び看護分野における人材不足の解消に資するICT技術を用いた支援機器の開発と実証実験への支援を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年3月 日

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 あて

総務大臣

文部科学大臣

厚生労働大臣

前橋市議会議員 小曾根 英 明